

賢い区分所有者になろう 楽しい管理組合をつくろう 新しい地域コミュニティをつくろう

マンションライフ

編集／発行 NPO法人京滋マンション管理対策協議会
NPO法人マンションセンター京都

編集人 谷垣千秋 TEL: 075-231-8182 FAX: 075-231-8202
E-mail: info@mc-kyoto.org
〒604-8242 京都市中京区西洞院通三條下る柳水町84番地
三洋六角ビル305号室

第104号

2015年9月10日発行

紙面案内

- 1面：第36回管対協定期総会
- 2面：国交省標準管理規約バブコメ延期
- 3面：総務省が管理組合のコミュニティ活動奨励
- 4面：耐震改修工事3マンション着工
- 5面：地区集会、小規模マンション懇談会
- 6面：マンションが支える祇園祭

**国のマンション政策が混迷する中
住民自治に基づく管理組合主体の管理をめざす**

活動方針・事業計画を決議

6 / 28 第36回管対協定期総会

管対協の第36回定期総会は、去る6月28日（日）に左京区蹴上の京都市国際交流会館で開かれた。今、わが国のマンションは大きな岐路に立っている。それは、住まいとしてのマンションを維持していく方策が揺れているからである。それを象徴しているのが、国のマンション政策の混迷である。そのことは2面に詳しく説明しているが、このようないくつかのマンション政策の迷走の中でも開かれたのが今回の定期総会であり、ここで、管対協がこの混迷を乗り越える明確な針路を指示示すことが、何よりも求められたのである。総会でどのような議論が展開され、どのような針路が指示示されたのかを見ていこう。

わが国のマンションが岐路に立っているというのには、管理組合が機能しているマンションが全体の7%に過ぎないという2011年度京都府高経年マンション実態調査結果に示されているように、法律によってマンションの「管理と運営」を担っているはずの管理組合が、大半のマンションにおいて、その機能を發揮していない現実を指している。



第36回定期総会では活発な意見が交わされた。総会参加者のあいだでは、管理組合活動に対する危機感や第三者管理方式に対する否定的見解は共有されていた。写真は活動方針案及び事業計画案の提案に対し、意見表明する九条住宅管理組合の山本善治理事長

解決策にはならない

第三者者管理方式

この管理組合が機能していない現実に対しても、専門家を管理組合役員に就任させる「第三者者管理方式」で解決しようとしているが、これが迷走を続けているのである。この第三者管理方式の問題点は2面に詳述するが、要するに、この方式は管理コスト増という問題の解決にはならず、逆にこの方式自身が、コスト増の原因になることや、さらに第三者が入ることによる責任問題やリスク保

証の問題という致命的な欠陥を抱えていることが明らかになってきたためである。

コスト意識と合理化

そうした状況の中で、管対協が今回の総会で提案し決議されたことは、専門家としての管理組合が管理の基本に忠実に、区分所有者の団体としての管理組合が管理の主体であり、管理を実行していくことが、もつとも合理的であることを確認して、今年度の活動方針及び事業計画を決定した。



記念報告会はパワーポイントを使って行われた。説明は、山科南団地管理組合の文字武前副理事長が行なった。管理組合が工事中に行なった工程点検や発見された不具合の状況が映像で示され、参加者の関心を高めた。

自立できていない多くの管理組合は、これまで実際の「管理と運営」について、その判断や決定を管理会社や専門家に任せってきたのが実情である。

しかし、実際に管理コストを負担している区分所有者は異なり、身銭を切っていない管理会社や専門家は、区分所有者ほどシビアなコスト意識は持つておらず、「必要なものは必要」という割り切った意識である。

この第三の管理方式の問題点は2面に詳述するが、要するに、この方式は管理コスト増という問題の解決にはならず、逆にこの方式自身が、コスト増の原因になることや、さらに第三者が入ることによる責任問題やリスク保

「建物管理の改革」実践報告

山科南団地の共同定期点検の経過

第36回定期総会記念報告



今年2月に行なわれた山科南団地と(株)小野工建の共同定期点検の様子。管理組合側も実際の大規模改修工事を担当してきたメンバーなので、工事の内容を十分把握した上で点検に臨んだ。

3月に約1年を要した3回目の大規模改修工事が完了した。しかし、工事期間中に次々と建物の工具が見つかった。それらは、新築時の工事や前回大規模改修工事の不具合に起因するものであったが、これまで建物の定期点検を行なってこなかつたため、発見が遅れ劣化が進行し高額な修繕費用になつた。その反省から管理組合は大規模改修工事後の日常管理を重視し、定期点検・日常管理の体制を管理組合として整えていくことを決め、建物維持管理暫定委員会を立てて、建物維持管理委員会が立ち上げられ、予防的管理体制を担う機関として、建物維持管理の本格的に開始し、今年2月に1回目の共同点検を実施した。

今まで管理会社任せにしてきたが、どうしても大きな問題にはならなかつたが、今までも管理会社任せに

マンション大規模修繕は建装工業へお任せください。

マンション大規模修繕、設備改修、内装リフォーム等総合リニューアルの専門企業です。

専門のスタッフが対応させていただきます。
お気軽にご相談ください。

KNS 建装工業株式会社 関西支店 TEL. 06-6821-3611

本社: 東京 支店: 東北、関東、千葉、横浜、中部 営業所: 札幌、青森、福島、柏崎、茨城、福岡

建物の健康管理はお任せ下さい。診断・治療・抗老化への責任施工。



SOKEN

株式会社 装 研

〒615-0033 京都市右京区西院寿町1番地1
TEL: 075-311-5075 FAX: 075-311-3936
URL: http://soken-kyoto.co.jp

2. 管理組合改革に向けたマンション管理「運営ゼミ」の開催

昨年度、山科南団地で実現したように今年度も取り組みを踏まえ、管理組合の制度的改革と組合員の意識改革を進めていく取組みを今年度も進めます。

過去2年の「運営ゼミ」の取組みを踏まえ、管理組合が自らコスト管理をしながら管理を担つていかなくてはならない状況になってきた。

こうした現状認識の下に、管対協は、相互扶助組織という管対協の特長を最大限生かした「区分所有者主権・管理組合主体の管理」という活動方針の下、次のような事業計画を決定した。

3. 建物管理の改革に向けた取組み（特に日常管理・定期点検の改革）

管理のムダをなくすため、資金管理とりわけ中長期の資金チェックを徹底する。

4. 管対協会計ソフトの普及を進め管理組合財務の確立を目的とした活動方針及び事業計画は、管理組合が自分たちのマンションの「管理と運営」を担つてくためにもっとも必要なことである。

以上の活動方針及び事業計画は、管理組合が自分たちのマンションの「管理と運営」を担つてくためにもっとも必要なことである。